

「減らそう犯罪の日」一斉パトロールの実施について

1 目 的

埼玉県防犯のまちづくり推進条例が定める「減らそう犯罪の日」（10月11日）に、県内全域で一斉パトロールを展開することにより、県民・事業者等が防犯活動に積極的に取り組んでいることを広くアピールする。

（参考）

（減らそう犯罪の日）

第六条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

2 減らそう犯罪の日は、十月十一日とする。

3 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

2 実施依頼日

令和8年10月11日（日）「減らそう犯罪の日」の前後の期間

3 実施内容

県 民：わがまち防犯隊による自主防犯パトロール

事業者：事業活動を通じた自主防犯パトロール

